大津市週休2日取組指定型工事実施要領 (土木工事版)

令和6年5月

大津市

はじめに

■目的

大津市週休2日取組指定型工事実施要領(土木工事版)(以下「本実施要領」という。)は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、建設業全体で週休2日の取組を拡大するため、建設工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

■背景

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な 役割を担っているが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少な いことが課題となっている。

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を 確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行ってい くことが必要である。

■適用範囲

本実施要領は、大津市(大津市企業局を除く)が発注する全ての土木工事(災害復旧工事、単価契約工事及び維持作業等を除く)とする。また、営繕工事、小額工事及び現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。

■適用基準

本実施要領は、「(土木工事版) 週休2日取組指定型工事実施要領」(滋賀県 土木交通部)を準用する。

運用規定

次の表の左欄に掲げる「(土木工事版) 週休2日取組指定型工事実施要領」(滋賀県土木交通部) 中同表の中欄に掲げる内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる内容に読み替え等して運用する。

左欄	中欄	右欄
2. 概要	○対象工事は、土木交通部が発注する全ての土木工事(災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く)とする。また、現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。 ○建築課が発注する建築工事等については、別途定める実施要領によ	○対象工事は、大津市(大津市企業局 を除く)が発注する全ての土木工事 (災害復旧工事、単価契約工事、維 持作業等を除く)とする。また、 <mark>営 <u>繕工事、小額工事及び</u>現地作業が1 週間に満たない工事は対象外とす る。</mark>
6.費用(積算方法等) (2)補正方法 ①発注者指定方式(達成 100%指定型)	る。 なお、週休2日の達成状況を確認 後、(略)、 <u>滋賀県建設工事請負契約約</u> <u>款</u> 第24条の規定に基づき請負代金 額のうち補正分を減額変更するもの とする。	なお、週休2日の達成状況を確認後、(略)、大津市契約規則第22条第2項第3号において定められた工事請負契約書(様式第5号)第24条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。
6.費用(積算方法等) (2)補正方法 ①発注者指定方式(達成 100%トライ型)	週休2日達成 100%が見込まれない場合は、(略)、 <u>滋賀県建設工事請負契約約款</u> 第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。	週休2日達成 100%が見込まれない場合は、(略)、大津市契約規則第22条第2項第3号において定められた工事請負契約書(様式第5号)第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。
6. 費用(積算方法等) (3)対象工事である旨の明示	記載例(四角囲い)中の次の内容 費用の計上に当たっては、 <u>本実施要領</u> により行う。 ※発注者指定方式(達成 100%指定 型)、発注者指定方式(達成 100%ト ライ型)とも	費用の計上に当たっては、 <mark>大津市週休</mark> <u>2日取組指定型工事実施要領(土木工</u> <u>事版)</u> により行う。
8. 現場閉所の確認方法等 (1)工事実施期間中	④対象期間における雨休日が発注の 明示以上にあった場合 受発注者協議のうえ原則として、そ の差分について工期の延長を行う。た だし、工期に余裕があるなど工期の延 長を行う必要がない場合は、この限り ではない。 また、現場条件により工期の延長が 困難なため、対象期間の休暇日に作業 を行った場合、上記の差分を休暇日に	<u>※適用しないものとする。</u>

	振替えを行うことができる。	
11. 付則	・この要領は、 <u>令和6年4月1日</u> 以後 に積算業務に着手する工事から適 用する。	・この要領は、 <mark>令和6年6月1日</mark> 以後 に積算業務に着手する工事から適 用する。